登 録

フロン類回収業者

申請書

登録の更新

※登録年月日		
※登録番号		

(宛先) 松山市長

(郵便番号) 〒 -住 所氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号() -

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添 えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員	役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人であ								
るま	る場合に記入すること。)								
	(ふりがな)								
			氏 名	I		3	役職名		
法定	法定代理人の氏名及び住所 (未成年者である場合に記入すること。)								
	(ふりか	な)							
	氏	名							
			(郵便番	:号) 〒 -					
	住	所							
					電話番号	()		
事	事業所の名称及び所在地								
	名	称							
•			(郵便番	:号) 〒 -					
	所在	地	(P) D4 E	• , .					
	/// 12: 2				電話番号	()	_	
口口	回収しようとするフロン類の種類								
	CFC								
	HFC								
フロ	フロン類回収設備の種類、能力及び台数								
	設備の種類				能	力			
			200 g /min			200 g/min	以上		
	CFC				台				台
	HFC				台				台
	CFC、HFC兼用			台				台	

備考

- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け事業所ごとに記載すること。
- 3「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、 署名は必ず本人が自署するものとする。

事業所一覧

事	事業所の名称及び所在地							
	名 称							
		(郵便番	新号) 〒 <u></u>					
	所在地							
	(中) トミルチ	フラーン学	三 页纤维	電話番号()		
回	収しようとする CFC	ラノロン第	貝の種類					
	HFC							
フ	1	帯の種類、	 能力及び台数					
			<u> </u>	能	力			
	設備の種類		200 g/min	未満		200 g /min	以上	
	CFC用			台				台
	HFC用			台				台
	CFC, HF			台				台
事	業所の名称及で 「	が所在地						
	名 称							
		(郵便都	(4) (5) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (9) (10)					
	所在地							
		- 10		話番号() -	_	
回」	収しようとする	るフロン紫	負の種類 「					
	C F C H F C							
フ	l.	曲の種粨	<u> </u> 能力及び台数					
		田・八里大八	配列及UTIX	能	力			
	設備の種類		200 g /min	 未満		200 g /min	以上	
	CFC用		0	台				台
	HFC用			台				台
	CFC, HF	C兼用		台				台
事	業所の名称及び	が 所在地						
	名 称							
		(郵便番	斧号) 〒 一					
	所在地							
				電話番号()	_	
回」	収しようとする	るフロン紫	質の種類 ローロー					
	CFC							
HFC フロン類回収設備の種類、能力及び台数								
	設備の種類 CFC用		形刀及い口数	能				
			200 g /min	 未満	//	200 g /min	以上	
			200 8/111111	台		200 8 / mmil	シエ	台
	HFC用			台				台
	CFC, HF	C兼用		台				台

欠格条項不該当誓約書

年 月 日

(宛先) 松山市長

(郵便番号) 〒 -住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号() –

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第56条第1項に 定める下記の欠格条項に該当していないことを誓約します。

記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から2年を経過しない者
- 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過 しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法 定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該 当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

役員一覧

(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役 職	住	所

原本認証に関する申立書

当申請書・届出書に添付している登記事項証明書等の写しについては、原本と相違ないことを申し立てます。

年 月 日

(あて先) 松山市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)